

平成 21 年 3 月 23 日
理事長裁定

学校法人君津学園公益通報者保護等に関する規則

(目 的)

第 1 条 この規則は、公益通報者保護法（平成 16 年法律第 122 号、以下「法」と云う。）に基づき公益通報をしたことを理由とする公益通報者に対する不利益処分の禁止並びに公益通報に関し本学園がとるべき措置を定めることにより、公益通報者の保護を図ると共に、法令の規定の遵守を図り、もって本学園の健全な発展に資することを目的とする。

(定 義)

第 2 条 この規則において「公益通報」とは、教職員等が、不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他の不正の目的でなく、本学園又は本学園の業務に従事する場合におけるその教職員その他の者について通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしている旨を、次の各号に規定する者に通報することをいう。

一 本学園（本学園があらかじめ定めた者を含む。）

二 当該通報対象事実について処分（命令、取消しその他公権力の行使に当たる行為をいう。）若しくは勧告等（勧告、技術的な助言、資料提出請求、注意その他処分に当たらない行為をいう。）をする権限を有する行政機関

三 その者に対し当該通報対象事実を通報することがその発生若しくはこれによる被害の拡大を防止するために必要であると認められる者（当該通報対象事実により被害を受け又は受けるおそれがある者を含み、本学園の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある者を除く。）

2 この規則において「公益通報者」とは、公益通報をした者であって、次の各号に規定する者を云う。

一 本学園の設置する学校の教職員及び教職員であった者（短時間勤務労働者を含み、派遣労働者を除く。）

二 本学園の設置する学校の学生（研究生、科目等履修生、特別聴講生、委託生及び外国人留学生を含む。）又は生徒及び学生又は生徒であった者

三 本学園の設置する幼稚園の幼児の保護者又はその保護者であったもの

3 この規則において「通報対象事実」とは、次のいずれかの事実をいう。

一 個人の生命又は身体の保護、消費者の利益の擁護、環境の保全、公正な競争の確保その他の国民の生命、身体、財産その他の利益の保護にかかわる法律として法別表に掲げるもの（これらの法律に基づく命令を含む。次号において同じ。）に規定する罪の犯罪行為の事実

二 法別表に掲げる法律の規定に基づく処分に違反することが前号に掲げる事実となる場合における当該処分の理由とされている事実

4 この規則において「行政機関」とは、次に掲げる機関をいう。

一 内閣府、宮内庁、内閣府設置法（平成 11 年法律第 98 号）第 49 条第 1 項 若

しくは第2項に規定する機関、国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第3条第2項に規定する機関、法律の規定に基づき内閣の所轄の下に置かれる機関若しくはこれらに置かれる機関又はこれらの機関の職員であって法律上独立に権限を行使することを認められた職員

二 地方公共団体の機関（議会を除く。）

（不利益処分の禁止）

第3条 第2条第2項第1号に該当する者が公益通報を行った場合においては、第4条に該当する場合を除いて、通報を理由として本学園の設置する学校の就業規則に基づく降格、解雇若しくは免職の処分又は譴責、戒告、減給、出勤停止、役員処分、停職、諭旨解雇、免職若しくは懲戒解雇の処分並びに学校教育法第27条第4項、第62条において準用する第37条第4項又は第92条第3項の各項後段に規定する各学校の長の監督又は統督の権限に基づく処分を行うことはない。

2 第2条第2項第1号括弧書き前段に該当する者が公益通報を行った場合において第4条に該当する場合を除いて、通報を理由として学校法人君津学園短時間労働者就業規則第24条に基づく雇い止め又は第25条に基づく解雇並びに学校教育法第27条第4項、第62条において準用する第37条第4項又は第92条第3項の各項後段に規定する各学校の長の監督又は統督の権限に基づく処分を行うことはない。

3 第2条第2項第2号に該当する者が公益通報を行った場合においては、本学園の設置する各学校の学則に基づく懲戒処分又は学校教育法第11条に基づく懲戒（学則による処分を除く。）を行うことはない。

4 第2条第2項第3号に該当する者が公益通報を行った場合においては、園長及び教職員は保護者及びその者が保護する幼児について、不利益な取り扱いをすることはない。

5 理事長は、公益通報者に対して不利益な取り扱いをし又は嫌がらせ等不当な行為を行った者がいた場合には、本学園の設置する各学校の就業規則の規定の基づき、必要な処分を行うことがある。

（不正目的の通報の禁止）

第4条 第2条第2項各号に該当する者は、不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他の不正の目的をもって通報してはならない。

2 第2条第2項第1号に該当する者が前項に規定する行為を行った場合には、理事長は清和大学就業規則又は学校法人君津学園短時間労働者就業規則に基づき、懲戒処分を行うことができる。

3 第2条第2項第2号に該当する者が第1項に規定する行為を行った場合には、各学校の長は学則第43条に基づく処分又は学校教育法第11条に基づく懲戒（学則第43条による処分を除く。）を行うことができる。

（通報の受付窓口）

第5条 本学における公益通報及び公益通報に関する相談を受付ける窓口（以下「通報窓口」という。）は別表一の定めるところによる。

2 通報窓口を担当者を置く。

（通報処理体制等の周知）

第6条 理事長は、第17条の規定に基づき、通報窓口、公益通報及び公益通報に関する相談の方法その他必要な事項を定め、教職員等に周知するものとする。

(公益通報の方法)

第7条 公益通報又は公益通報に関する相談の方法は、文書、電子メール、ファックス、電話及び面談により行うものとする。

(公益通報の受付)

第6条 通報窓口において、公益通報を受け付けたときは、速やかに当該公益通報を受領した旨を当該公益通報者に通知するものとする。

2 通報窓口において、公益通報を受け付けたときは、速やかに各学校の長(長が被通報者の場合は、監事)に報告するものとする。

3 通報窓口の職員以外の本学教職員が公益通報を受けたときは、速やかに通報窓口に連絡し、かつ、当該公益通報者に対し通報窓口に公益通報するよう教示しなければならない。

(通報に対する措置の検討)

第9条 各学校の長は、前条第1項に規定する公益通報の報告を受けたときは、当該通報対象事実に係る調査を別表二に定めるところによる調査担当者に命ずるものとする。

(調査)

第10条 前条に規定する調査を実施するときは、調査担当者は自ら調査し、又は当該通報対象事実に最も関連のある業務を担当する者を指名し調査を行わせるものとする。ただし、その者が被通報者であるときはこの限りではない。

2 各学校の長は、必要に応じて調査委員会を設置することができる。

3 調査は、調査対象の教職員に対して関係資料の提出、事実の証明、報告その他調査の実施上必要な行為を求めることにより実施する。

4 調査は、事実に基づき公平不偏に実施し、公益通報者が特定されないよう充分配慮しなければならない。

5 調査担当者は、調査が終了した場合は、速やかに各学校の長に報告しなければならない。

(協力義務)

第11条 調査対象の教職員は、円滑に調査が実施できるよう、当該調査を行う者に対し協力し、正当な理由なくこれを拒否してはならない。

(是正措置等)

第12条 各学校の長は、調査の結果、通報対象事実が明らかになったときは、直ちに是正及び再発防止のために必要な措置を講ずるものとする。

2 各学校の長は、第1項の是正措置等を講じたとき又は前項の報告を受けたときは、当該公益通報者に対して是正措置等の結果を通知し、必要に応じて、関係行政機関に対し調査結果及び是正措置等に関する報告を行うものとする。

3 理事長は、法令又は本学の諸規則に違反をした被通報者及びその関係者に対し、本学園の各学校の就業規則等に基づき処分を行うことができる。

(公益通報者等の取扱い)

第 13 条 各学校の長は、通報内容や公益通報者の秘密を守るとともに、公益通報に係る調査の結果の公表まで、公益通報者、被通報者及び当該調査に協力した者等の名誉、プライバシー等を侵害することのないように配慮しなければならない。

(通報窓口の職員等の義務)

第 14 条 通報窓口の教職員並びに調査を実施する者は、業務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。通報窓口の職員等又は調査を実施する者でなくなった後も、同様とする。ただし、第 2 条第 4 項に規定する機関の聴取の場合を除くものとする。

(公益通報者以外の者からの通報及び法人事務局に関する準用)

第 15 条 第 2 条第 2 項に規定する者以外の者からの通報については、この規則に準じて取り扱うものとする。

2 学校法人君津学園事務局の業務について公益通報があったときには、法人事務局長を通報窓口並びに調査を実施する者とし、その他の事項については、本規則の規定を準用する。

(庶務)

第 16 条 公益通報に関する庶務は、別表三に定める部局等が処理する。

(内規等の制定)

第 17 条 この規則に定めるもののほか、公益通報等に関して必要な事項は、学長が定める。

附 則

この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

別表一 (通報窓口)

学 校 等	通 報 窓 口
清和大学	事務局総務課長
清和大学短期大学部	事務室長
高等学校	教頭
幼稚園	副園長

別表二 (調査担当)

学 校 等	調 査 担 当
清和大学	学長室
清和大学短期大学部	学科長、教務部長、学生部長、事務室長
高等学校	副校長、教頭、校長の指名する者
幼稚園	副園長、主任、園長の指名する者

別表三 (庶務担当)

学 校 等	庶 務 担 当 者
清和大学	事務局総務課
清和大学短期大学部	事務室
高等学校	教頭及び校長の指名する者
幼稚園	副園長及び主任